

第1回 新城地域協議会 会議録（要約）

日 時	平成25年4月25日（木） 午後7時 ～ 午後9時
場 所	新城市勤労青少年ホーム2階 集会室
出席者	委員20名（欠席者1名） 事務局 4名
傍聴人数	なし
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ 2 辞令交付 3 説 明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域自治区制度について (2) 地域協議会の運営について (3) 年間スケジュールについて 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長及び副会長の選任について 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後の地域協議会日程について (2) 第2回、第3回地域協議会日程調整
	<p>3 説明 (1) 地域自治区制度について (2) 地域協議会の運営について (3) 年間スケジュールについて それぞれを事務局が説明した。</p> <p><主な意見等></p>
委員	新城をよりよくするために地域自治区制度を使うということはおわかりますが、なぜ、その目的のために条例を作らなければならなかったのかが疑問です。
事務局	少子高齢化等も含め、今後はこの国自体が自治について未知の世界に入っていくこととなります。そうした中で、地域の団結という観点に立ち、地域がしっかりとした予算づけや方向づけを権限として持っていただくために、市長権限の予算編成権の一部を地域の方に委ねて、さらに地域を発展させていくということで条例の制定が必要であったわけです。
委員	私たちは日々の忙しい生活の中で、私たちの代わりに地域を良くしてもらおうということで税金を払い、市役所の各担当課がそれを行っている。それなのに、なぜ、市長の権限を分掌して、市長の仕事を減らすことに協力するのですか。

事務局	<p>全ての予算を地域自治区制度に投入するのであれば、そのようなことになると思いますが、市税の約1%であります地域自治区予算の使い道を地域で決めていただき、市役所が実施しますし、市の予算のほとんどは、これまでどおり担当課が業務として執行します。</p>
委員	<p>条例があることによって新城市をうまく運営するということではないと思います。条例がなくても、やる気さえあればどんなことでもできます。ですから、なぜ、条例をつくらなければならないのかといつも思っています。</p>
委員	<p>地域自治区予算の額、地域活動交付金の額について、その違いを誤解して解釈してしまう恐れがありますので、大きな違いがあれば教えてください。</p>
事務局	<p>大きく違うところは、使い道を皆さんが考え、市役所が実行するものが地域自治区予算、地域の皆さんが行う活動に対して補助金を出すというのが地域活動交付金です。</p>
委員	<p>各町内には、色々な伝統文化がありますが、地域自治区予算、地域活動交付金のどちらも対象事業となっています。これは、二重にも可能なのかどうか教えてください。</p>
事務局	<p>市の事業として行いながら、活動交付金をもらうことはできませんので、どちらが良いかを選択することになるかと思います。話をしていく中で、事業を分けて行うこともできるかもしれませんので、その辺のところもご相談いただければと思います。</p>
委員	<p>昨年までの、めざせ明日のまちづくり事業と地域活動交付金とは別ということでしょうか。</p>
事務局	<p>それぞれ別の事業として、募集も始まっております。地域活動交付金は、この新城地域自治区内の活動を対象とし、めざせ明日のまちづくり事業では地域自治区を跨ぐ活動や市全域を対象とする事業という棲み分けを図りました。</p>
委員	<p>傍聴要領では先着順と書いてありますが、10名を超えた場合は抽選というように変わらないですか。</p>
事務局	<p>新城市地域自治区地域協議会が行う会議に関する傍聴要領となっており、新城地域協議会が行う会議に関する傍聴要領となっていれば、この地域協議会で決定できるという考え方になります。おそらく議会の傍聴規程を参考に作っていると思いますので、一度確認させていただいて、変えるべきところは変えていくという姿勢で行っていきたいと思います。</p>
委員 委員	<p>先着と言いましても何を持って先着とするのか難しいと思います。電話の受付はどうなるか、メールや葉書で来たものはどうするかということも含めて検討をお願いしたいと思います。</p>

4 議事（1）会長及び副会長の選任について

議事に先立ち、事務局から会議の成立についての報告と会議録の署名について説明し、行政区ごとに順番で署名を行う提案をした結果、了承された。

第1回新城地域協議会の会議録署名者は、会長及び東新町区の委員となった。

（1）会長及び副会長の選任について

会長は、委員からの推薦により長坂富雄氏（東新町区長）が選任された。

副会長は、会長からの指名により加藤賢一氏（本町区長）と関口 真史氏（的場区長）が選任された。

なお、会長の職務代理順位は、1番加藤氏、2番関口氏となった。

5 その他（1）今後の地域協議会日程について

事務局より、今後の地域協議会日程の決め方について、他地区地域協議会において、原則定例化による開催方法が決定されている旨を説明し、新城地域協議会の方針を相談した。

【決定事項】

- ・原則定例化により会議を開催する。
- ・開催時間帯は、夜間を基本とする。

【採決】

昼間の会議開催が良い 挙手4名

夜間の会議開催が良い 挙手15名

※次回の会議において会長及び事務局で日程案を提示する。

<主な意見等>

委員	夜に開催するというのは決定事項ですか。
事務局	委員の皆様が一番都合の良い時間帯を考えております。
委員	晩にやるということは、職員は時間外手当が出るということになるので、昼間にやってもらえればそういうことはなくなりますね。
会長	それでは、お諮りしたいと思いますからご意見をお願いします。 時間帯については、都合の問題ということがあります。税金の問題というものもあります。
委員	大事なことだと思います。
委員	仕事を持っているため、遅い時間帯の方がありがたいです。地域協議会に参加して勉強していきたいとも思っています。
委員	私は、できましたら夜にお願いしたいと思います。昼間は何かと用事があり出られません。原則定例化ということで、会長さんと事務局に一任したいと思います。

5 その他（２）第２回、第３回新城地域協議会日程調整

【決定事項】

第２回新城地域協議会 平成２５年５月３０日（木）午後７時から

第３回新城地域協議会 平成２５年６月 ８日（土）午後６時から

なお、開催場所については、事務局が会場の予約状況を確認の上委員に通知することとなった。

<第３回新城地域協議会日程調整に関する主な意見等>

委員	プレゼンテーションをされる方が、平日では無理かもしれませんので、審査日は土曜日、日曜日とした方が良いではないでしょうか。
委員	時間帯は、７時よりも少し早くして５時とか６時にしてはどうかと思います。
委員	まだ、申請件数が分からない状況で時間といっても難しいし、件数によって、時間を詰めて審議をするのも問題があると思います。

【終了】